

『文選』李善注の傳承

—唐鈔本から尤本へ—

はじめに

『文選』のある作品を李善注によって読んでみると、「已見上文」という表記に出くわし、すぐには該當箇所にとどり着けずに當惑するところがある。『文選』を冒頭から読み進め注も含めてほぼ記憶しているのならばともかく、途中の一篇を随時繙く場合は、随分不親切な注釋だと思える。實は、この表記は當初から確定していたものではなく、かなりの揺れをもって變遷を重ね、現行の板本に至ったようである。『文選』李善注を収める鈔本の最終段階と思われる集注本殘卷では、「已見上文」は一篇内という限られた範圍でしか適用されておらず、該當箇所を探し出すのに困ることはない。ところが、現行の板本では、この表記が多用され、なおかつ板本間に異同も見られる。

本来、李善注の從省義例である「已見上文」「已見某篇」などの表記は、唐鈔本・板本それぞれの李善注の中で一つの考えに基づいて統一的に施されてしかるべきものであろう。ということは、この從省義例の異同を検討することは、唐鈔本から北宋本、そして尤本へという李善注の傳承過程を考える上での有力な一助になるのではないかと思

『文選』李善注の傳承

われる。

『文選』李善注の傳承については、種々の見解があったが、現在では、唐鈔本から北宋本を経て尤本へという考え方が定着しているようである。しかし、唐鈔本、北宋本、尤本それぞれの段階に於いて、從省義例による表記に錯綜が見られ、一本の線でつながるような單純な傳承過程ではない。複線的な傳承過程、増補改變を想定する必要がある。それによって、例えば尤本が六臣注本から李善注を抽出したという見解に沿って間々誤解を生じさせている「胡氏考異」のような、單純化がもたらす個々の事例に對する誤った見解を生む危険性も回避することが可能となるであろう。

そこで、本稿では、唐寫本・集注本・板本の間の從省義例の異同を検討し、改めて尤本成立に至る『文選』李善注の傳承過程を考察してみたいと思う。なお、使用するテキストについては、拙稿「唐鈔本李善注本『文選』殘卷校勘記(一)」³⁾に記した通りである。

一、唐鈔本・集注本の從省義例

唐鈔本・集注本と板本間の從省義例の異同については、前稿¹⁾で検討

富永一登

したが、論の展開の都合上、以下にその要點を記す。

板本李善注には、卷一、二の六箇所に李善自身の從省義例についての説明が記載されている。

- (1) 石渠、已見上文。然同卷再見者、竝云已見上文、務從省也。他皆類此。(石渠は、已に上文に見ゆ。然らば同卷に再見する者は、並びに已に上文に見ゆと云ひ、務めて省に從ふなり。他皆此に類す。)〈卷一、班固「西都賦」、「又有天祿石渠、典籍之府。」注、12 a 10〉
- (2) 諸夏、已見西都賦。其異篇再見者、竝云已見某篇。他皆類此。(諸夏は、已に西都賦に見ゆ。其の異篇に再見する者は、並びに已に某篇に見ゆと云ふ。他皆此に類す。)〈卷一、班固「東都賦」、「光漢京于諸夏」注、23 a 6〉
- (3) 諸夏、已見上文。其事煩已重見及易知者、直云已見上文。而它皆類此。(諸夏は、已に上文に見ゆ。其の事煩にして已に重ねて見え及び知り易き者は、直ちに已に上文に見ゆと云ふ。它皆此に類す。)〈卷一、班固「東都賦」、「内撫諸夏、外綏百蠻」注、26 a 3〉
- (4) 樂大、見西都賦。凡人姓名及事易知而別卷重見者、云見某篇、亦從省也。他皆類此。(樂大は、西都賦に見ゆ。凡そ人の姓名及び事の知り易くして別卷を重ねて見ゆる者は、某篇に見ゆと云ひ、亦省に從ふなり。他皆此に類す。)〈卷二、張衡「西京賦」、「於是采少君之端信、庶樂大之貞固」注、12 a 8〉
- (5) 婁敬、已見上文。凡人姓名、皆不重見。餘皆類此。(婁敬は、已に上文に見ゆ。凡そ人の姓名は、皆重ねては見えず。餘皆此に類す。)〈卷一、班固「東都賦」、「故婁敬度勢而獻其說」注、19

b 8

(6) 鴝鵒、已見西都賦。凡魚鳥草木、皆不重見。他皆類此。(鴝鵒は、已に西都賦に見ゆ。凡そ魚鳥草木は、皆重ねては見えず。他皆此に類す。)〈卷二、張衡「西京賦」、「鳥則鸚鵒鴝鵒、駕鵝鴻鶉」注、17 a 6。永隆本、「已見西都賦」作「二鳥名也」。〉

實はこの義例そのものに、すでに問題を内包している。義例(1)で「同卷再見者」を「已見上文」というのなら、義例(2)のように同卷にある「異篇再見者」をわざわざ「已見某篇」と言う必要がない。義例(1)の「同卷」は「同篇」の誤りである可能性が高い。義例(3)は適用範囲が甚だ曖昧であり、義例(1)(2)との關係が不明である。『文選』中に頻出する言葉で從省義例によらないものが數多くあったり、逆に頻出語ではないのに「已見上文」と表記する場合も見られ、この義例(3)は用をなしていない。これが從省義例による注において混亂を引き起こす要因となっている。義例(5)は義例(4)と重複している上に、義例(3)と同様に適用範囲が曖昧で、これも混亂の因となっている。義例(6)は、永隆本が「已見某篇」になっていないので、元來は單に注を省略することを記していただけだったのでないかと思われる。

李善の存命中に筆寫された永隆本、及び同じく「臣善曰」の記載が見られる唐寫本乙卷、この二者の敦煌出土『文選』殘卷李善單注本が、板本李善注の改變の跡を知る上で貴重な資料であることは、周知のとおりである。ところが、唐鈔李善單注本からして既にこの體例に從ってはいない。

永隆本で從省義例によるものは、「已見上文」「已見上注」各一例(いずれも同卷同篇の「西京賦」の上文に注がある)、「已見西都賦」

二例の計四例で、「上文」と「上注」の表記上の違いは見られるものの、全て義例に合致している。しかし、永隆本には、本来なら従省義例によるべきはずなのに、既に挙げた注を重出している箇所が見える。板本が「已見西都賦」十四例、「已見東都賦」二例と改めている十六例がそれであり、板本では全て「異篇再見」の注を省略した従省義例(2)に沿ったものになっている。これは、永隆本の段階で未整理だった體裁が、板本に至るまでの間に整えられていったことを示すものと言えよう。ただ、次の二例のように、板本には誤った改變も見られる。

○卷二13 a 「俯察百隧」注

・永隆本 「薛綜注」隧、列肆道也。

・板本 「李善注」隧、已見西都賦。

卷一「西都賦」の「貨別隧分」注に「薛綜西京賦注曰、隧、列肆道也。」と、この「西京賦」の薛綜注を引いているのだから、「隧、已見西都賦」とするのは誤りである。板本は誤った改變により、この薛綜注「隧、列肆道也。」の五字を削除している。

○卷二18 b 「弧旌枉矢、虹旃蜺旌」注

・永隆本 「李善注」虹、旌、已見上注。

・板本 「李善注」楚辭曰、建雄虹之采旌。

永隆本の「已見上注」は、同篇の「西京賦」上文「互雄虹之長梁」で、既に「楚辭曰、建雄虹之采旌。」と注していることを示したもので、従省義例に合っている。それを板本は重出している。

一方、卷四五の東方朔「荅客難」と楊雄「解嘲」の一部を残す唐寫本乙巻では、従省義例による注十箇所全てに、唐鈔本と板本との異同、板本間の異同が見られる。その内、唐鈔本が「已見某篇」に作る五例

は、すべて従省義例に合致しており、板本が「已見上文」や引文に改めている三例は、板本の誤った改變だと推測される。ところが、唐鈔本で「已見上」に作る五例は、同卷同篇の上文に該當する注がなく、唐寫本自体に問題がある。内四例は、人名に關する注なので、義例(5)に據ったものと考えられなくもないが、『文選』に頻出する人名ではなく、従省義例によるには疑問が残る。特に、楊雄「解嘲」の「世治則庸夫高枕而有餘」注(8b)、

・唐寫本 「高枕、已見上。」

・板本 「漢書、賈誼曰、陛下高枕、終無山東之憂。楚辭曰、堯・

舜皆有舉任兮、故高枕而自適。」

の「高枕」は、人名でもなく、卷三七、曹植「求自試表」の「謀士未得高枕者」注に「漢書、賈誼曰、陛下高枕垂統、無山東之憂。」、卷四二吳質「荅東阿王書」の「而無馮諼三窟之效」注に引く『戰國策』齊策四に「……馮諼曰、狡兔有三窟、免其死耳。今君有一、未得高枕而臥也。……還謂孟嘗君曰、三窟已就、請君高枕爲樂矣。」とあるだけで、『文選』の正文及び注に頻出する言葉ではない。従省義例によれば、「已見求自試表」或いは「已見吳季重荅東阿王書」となるはずである。従って、板本でこれらの注が重出になっているのを、一概に誤った改變であると言えない。永隆本の場合と同様に、従省義例による注が初期李善注において未整理だったことを示していると言えよう。

集注本には、「已見某篇」が百六例(「已見序」二例・「已見序文」五例・「已見序注」一例・「已見上詩」二例・「已見前句」一例を含む)、「已見上文」十八例(「已見上注」六例を含む)、「見下注」(「見下文」)各二例の計百二十七例の従省義例による注が見られる。「異篇再見」の「已見某篇」はもちろん、「已見上文」「已見上注」も

全て同篇内に於いて既に注に引用されているものであり、表記に若干の差異はあるが、ともに従省義例に合致する。また、従省義例にはないが、「已見上文」「已見上文」に類する「見下注」「見下文」「見下句」も全て同篇内に注が見られるものである。ただ、集注本の李善注でも、全部従省義例が完全に適用されているというのではなく、本来なら従省義例によるはずのところ、重出になっている箇所は相當數あるが、従省義例によつて簡所の注から見る限り、集注本に使用された李善注本は、ほぼ一貫した考えに基づいて整理されたものであることが分かる。そして、その義例は、

○同篇内に既に同じ言葉に對する注釋を施している場合は、「已見上文」と表記する。

○異篇内に既に同じ言葉に對する注釋を施している場合は、「已見某篇」と表記する。

という二點に集約できる。

この間の李善注本傳承の經緯を推測すると、次のように考えられる。李善が『文選注』を上表（顯慶三年、六五八）してから、世を去る（載初元年、六九〇）までは三十二年もあり、また永隆本が筆寫された永隆二年（六八一）から數えても、十年近くはある。唐寫本乙卷の方は、注釋量も少なく、その體裁からして上表後間もない頃のものではないかとも言われている。官職を退いた後、『文選』を講義し續けていた李善自身が補訂を重ねた可能性は十分に考えられる。周知のごとく、唐末の李匡乂の『資暇錄』（非五臣）によれば、李善注本には初注・覆注・三注・四注・絶筆の五種の傳本があり、最後の絶筆本は、「皆音を釋し義を訓じ、注解甚だ多し」というものだったという。この『資暇錄』の「絶筆之本」という語は、晩唐に五種の傳本が李善自

身による増補改訂本と考えられていたことを示すものであろう。李善注もその最初から、體裁が整えられた完全なものではなく、唐寫本乙卷、永隆本のような段階から、初注・覆注・三注・四注・絶筆という過程を経ながら徐々に集注本所收の李善注の形に整理されていったのであろう。従省義例による注もそのことを物語っている。

では、この體裁が整えられた集注本所收の李善注が板本にそのまま採用されたかという点、そうではない。特に集注本卷八・九に關しては、板本の基づいた李善注は集注本のものとは明らかに違っていた。板本と集注本の關係は卷數ごとに異なる様相を呈しているのである。

一、集注本から板本へ

集注本が唐末に既に幾種類が存在していた李善注本のどれを使用したのかは全く不明であるが、従省義例によつた箇所から見ると、集注本が使用した李善注は、一貫した考えに基づいて整理されていた。ところが、この集注本が使用した李善注本が板本にそのまま繼承されたわけではない。集注本に比べて、板本では従省義例が多用される傾向にある。しかも、義例に合わない「已見上文」が多く見られる。この「已見上文」は、『文選』精通者の術學的樂しみにも似て、分かりにくいものになっている。

集注本に見られる百二十七例の従省義例による注で、板本と同じものは、三十例のみで、他は全て異同が見られる。特に、集注本の「已見某篇」百六例の内、尤本・胡刻本では、八十七例が「已見上文」に改變され、袁本・明州本・朝鮮本では、更に二例が「已見上文」に改められている。以下、例を擧げて検討してみよう。前者が集注本、後者が板本である。

○陸機「荅賈長淵」の「對揚天人」注

卷四八上 8 a 對揚、已見贈馮文麗遷斥丘令詩

卷二四 16 b 對揚、已見上文。

同卷異篇の陸機「贈馮文麗遷斥丘令」の「對揚帝社」注に「毛詩曰、……又曰、對揚王休。」とある。卷二〇陸機「皇太子譙玄圃宣猷堂有令賦詩」の「對揚成命」注にも「毛詩曰、對揚王休。」とある。集注本の李善注では、同篇内の上文に既に注が施してある場合だけに、「已見上文」と表記することで一貫しているが、板本では、異篇でも「已見上文」としている。

○潘尼「贈陸機出爲吳王郎中令」の「隨以光融」注

卷四八下 21 b 隨、隨珠、已見西都賓。

卷二四 26 a 隨、隨珠、已見上文。

卷一「西都賦」の「隨侯明月」注に「淮南子曰、隨侯之珠、和氏之璧、得之而富、失之而貧。高誘曰、隨侯、漢中國姬姓諸侯也。隨侯見大蛇傷斷、以藥傅而塗之。後蛇於夜中銜大珠以報之。因曰隨侯之珠。蓋明月珠也。李斯上書曰、有隨和之寶、垂明月之珠。」とある。板本では、異卷においても「已見上文」「已見上注」を使っている。

○曹植「七啓」の「甘和既醇」注

卷六八 13 a 醇、已見枚叔七發注。

卷三四 16 a 醇、已見上注。

同卷異篇の枚乘「七發」の「飲食則溫淳甘臙、」注に「溫淳、謂凡味之厚也。韓子曰、夫香美臙味、甘口病形。」とある。集注本はそれを示している。「醇」の注は、この他にこれより上文では、卷三「東京賦」の「春醴惟醇、燔炙芬芳」薛綜注に「醇、厚也。」、卷六「魏都賦」の「非醇粹之方壯」張載注に「班固云、不變曰醇、不雜曰粹。」

「著馴風之醇醴」李善注に「仲長子昌言曰、淑清穆和之風既宣、醇醴

之化既浹。孔安國尚書傳曰、醇、粹也。」、卷一三謝惠連「雪賦」の「酌湘吳之醇酎」注に「醇酎、已見魏都賦。」、卷一八嵇康「琴賦」の「旨酒清醇」注に「醇、厚也。」とあり、板本の「已見上注」では、どこを指しているのか不明となる。下文には、卷三五張協「七命」の

「時聖道醇」注に「尚書曰、政事惟醇。孔安國曰、醇、粹也。」、卷三六王融「永明十一年策秀才文」の「日置醇酒」注に「漢書曰、曹參代蕭何爲相國、日夜飲酒。卿大夫以下吏及賓客、見參不事事、來者皆欲有言。至者、參輒飲以醇酒、度之欲有言、復飲、醉而後去、終莫得開說。」、卷五八蔡邕「陳太丘碑文」の「含光醇德」注に「孔安國尚書傳曰、醇、粹也。」とあるが、いずれも從省義例による注にはなっていない。なお、卷六左思「魏都賦」の「醇酎中山」、「歷執古之醇聽」、「卷八楊雄「羽獵賦」の「於是醇洪鬯之德」、卷一八潘嶽「笙賦」の「而化以醇薄」、卷二二陸機「招隱詩」の「安事澆醇樸」、卷五三嵇康「養生論」の「醇醴發顏」、「神氣以醇白獨著」には注がない。

○王融「永明九年策秀才文」の「用能敷化一時、餘烈千古」注

卷七一 25 b 餘烈、已見傅季友爲宋公修楚元王墓教

卷三六 8 a 餘烈、已見上文。

同卷異篇の傅亮「爲宋公修楚元王墓教」の「遺芳餘烈」注に「春秋元命苞曰、文王積善所閏之餘烈。」とある。上文には、この他に「餘烈」の語はなく、「已見上文」に改めるのは不適切である。下文では、卷三九任昉「爲卞彬謝脩卞忠貞墓啓」の「靈餘烈不泯」注、卷五〇沈約「宋書謝靈運傳論」の「遺風餘烈」注、ともに「春秋元命苞」を引證としていて、從省義例による注にはなっていない。なお、卷五一賈誼「過秦論」の「奮六世之餘烈」には注がない。

また、集注本の李善注では、引文であったものが、板本では従省義例による注に改變されている。「已見上文」になっているものが尤本・胡刻本で十三例、朝鮮本・袁本・明州本で十九例、「已見某篇」になっているものが尤本・胡刻本で三十一例、朝鮮本・袁本・明州本で三十二例ある。更に、集注本李善注では注がなかった箇所、従省義例による注を施したものが、「已見上文」五例、「已見某篇」三例見られる。その中には、

○左思「蜀都賦」の「出則連騎」注

卷八29 b 漢書曰、濁氏以胃脯而連騎也。

卷四23 b 連騎、已見西京賦。

卷二張衡「西京賦」の「連騎相過」注に「漢書食貨志曰、翁伯以販脂而傾縣邑。濁氏以胃脯而連騎。質氏以洗削而鼎食。張里以馬醫而擊鍾。」とある。

○江淹「雜體詩・古離別」の「黃雲蔽千里」注

卷六一上27 b (注なし)

卷三一8 a 黃雲、已見謝靈運擬鄴中詩。

卷三〇謝靈運「擬魏太子鄴中集詩(阮瑀)」の「風悲黃雲起」注に「淮南子曰、黃泉之埃、上爲黃雲。」とある。

というような従省義例に合った適切な改變も見られるが、大體は以下のような不適切な改變が多い。

○左思「蜀都賦」の「都人士女」注

卷八26 b 西都賓曰、都人士女。

卷四22 b 都人士女、已見西都賦。

これは、「都人士女」が「西都賦」に見えることを指摘した注なので、従省義例によることはできない。なお、卷一「西都賦」の「都人

士女」注には、「毛詩曰、……又曰、彼都人士。又曰、彼君子女。」とある。明州本・袁本・朝鮮本は「都人士女已見上文」に作り、更に分かり難くなっている。

○左思「蜀都賦」の「發權謳」注

卷八35 b 西京賦曰、權女謳。漢武帝秋風辭曰、發權歌。

卷四25 b 權謳、已見西都賦。

集注本の「西京賦」は「西都賦」の誤寫で、卷一班固「西都賦」の「權女謳」注に「方言曰、楫謂之權、直教切。說文曰、謳、齊歌也、於侯切。漢武帝秋風辭曰、簫鼓鳴兮發權歌。」とある。ここは、「蜀都賦」の「權謳」が「西都賦」の「權女謳」に基づく言葉であることを指摘しているので、従省義例によって改めるのは不適切である。明州本・袁本・朝鮮本は「權謳已見上文」に作る。

○鮑照「結客少年場行」の「方駕自相求」注

卷五六10 a 西京賦曰、方駕授饗。

卷二八19 b 方駕、已見上文。

卷二張衡「西京賦」の「方駕授饗」注に「鄭玄儀禮注曰、方、併也。」とある。これは、「方駕」が「西京賦」正文に見えることを指摘した注なので、従省義例によって改めることはできない。卷五五劉峻「廣絶交論」の「方駕曹王」注に「方駕、已見西京賦。」とあるのも、このと同様に板本の不適切な改變で、「西京賦曰、方駕授饗。」とするのが適切である。卷二五盧諶「贈劉琨」の「方駕駿珍」注、卷二八陸機「樂府十七首・日出東南隅行」の「方駕揚清塵」注にも「西京賦曰、方駕授饗。鄭玄儀禮注曰、方、併也。」と記す。また、卷二八鮑照「樂府八首・結客少年場行」の「方駕自相求」注に「方駕、已見上文。」とあるのは、「方駕、已見陸士衡日出東南隅行。」とするのが適當であ

る。卷六左思「魏都賦」の「方駕比輪」、卷三〇陸機「擬古詩十二首・擬青青陵上柏」の「方駕振飛轡」には注がない。なお、卷三五張協「七命」の「酒駕方軒」注では、「西京賦曰、酒車酌醴、方駕授鞿。」と「酒駕」が「西京賦」に基づく言葉であることを指摘している。

○謝朓「郡內登望」の「悵望心已極」注

卷五九下13 b 蔡雍初平詩曰、暮宿河南悵望、天陰雨雪滂滂。

卷三〇14 b 悵望、已見上文。

「悵望」は、同卷の上文にはなく、卷二〇謝朓「新亭渚別范零陵詩」の「停驂我悵望」注に「蔡邕初平詩曰、暮宿河南、悵望天陰、雨雪滂滂」、卷二六謝朓「酬王晉安」の「悵望一塗阻」注に「蔡邕詩曰、暮宿何悵望。」とある。また、下文の卷三一江淹「雜體詩三十首・休上人別怨」の「悵望陽雲臺」注に「蔡邕詩序曰、暮宿河南悵望。」、卷三八任昉「爲范尚書讓吏部封侯第一表」の「悵望鍾阜」注に「蔡邕詩序曰、暮宿河南悵望。」(袁本・明州本・朝鮮本作「悵望鍾阜、已見上文」とあり、卷四六王融「三月三日曲水詩序」の「悵望姑射之阿」には注がない。尤本・胡刻本では、このみ、六家本では、こと卷三八が従省義例に従って改められている。

○袁淑「效曹子建樂府白馬篇」の「五侯競書幣」注

卷六一上・2 b (注なし)

卷三一・2 a 五侯、已見鮑明遠數詩。

卷三〇鮑照「數詩」の「五侯相餞送」注に「漢書曰、成帝悉封舅王譚・王立・王根・王逢・王商時爲列侯、五人同日封、故世謂之五侯。」とある。ただ、集注本所引「鈔」に「五侯、當成帝時、同日封若王根・王商・逢・時等是。」とあるので、「鈔」が見たときの李善注には、「五侯」についての注はなかったと思われる。

○曹植「七啓」の「正流俗之華說、綜孔氏之舊章」注
卷六八48 b 禮記曰、不從流俗。鄭玄曰、流俗、失俗。王充論衡曰、

虛談竟於華葉之言、无根之流、安危之際、文人不與徒能華說之效也。左氏傳曰、舊章不可忘也。

卷三四24 a

流俗、已見上。華說、已見文賦。舊章、已見東都主人。王肅周易注曰、綜、理事也。左氏傳曰、舊章不可忘也。

「流俗」は、卷一八成公綏「嘯賦」の「愍流俗之未悟」注に「禮記曰、不從流俗。」、卷二九張協「雜詩」其五の「流俗多昏迷」注に「禮記曰、不從流俗。鄭玄曰、流俗、失俗也。」、卷四一司馬遷「報任少卿書」の「而用流俗人之言」注に「禮記曰、不從流俗。鄭玄曰、流俗、失俗也。」、卷四五石崇「思歸引」の「奪邁流俗」注に「禮記曰、不從流俗。」とある。卷四一司馬遷「報任少卿書」の「流俗之所輕也」には注がない。なぜ板本がここだけ従省義例によるのか不明である。「華說」は、卷一七陸機「文賦」の「故亦非華說之所能精」注に「王充論衡曰、虛談竟於華葉之言、無根之深、安危之際、文人不與、徒能華說之效也。」とあり、これは従省義例と齟齬しない。「舊章」は、卷一班固「東都賦」の「乃申舊章」注に「左氏傳、季桓子曰、舊章不可忘也。」、卷三張衡「東京賦」の「旌六典之舊章」注に「舊章、法令條章也。左傳曰、舊章不可忘。」、卷四〇阮籍「爲鄭冲勸晉王賸」の「故聖上覽乃昔以來禮典舊章」注に「毛詩曰、率由舊章。」、卷四七陸機「漢高祖功臣頌」の「舊章靡存」注に「典引曰、彝倫敦而舊章缺。」、卷四八班固「典引」の「彝倫敦而舊章缺」注に「左氏傳曰、季桓子命藏象魏曰、舊章不可忘也。」、卷五六陸倕「石闕銘」の「春秋設舊章之教」注に「左氏傳曰、司鐸火、季桓子命藏象魏曰、舊章不可忘也。」とある。同じ「石闕銘」の「是惟舊章」には注がない。なぜここだけ

從省義例による表記になっているのか不可解である。胡氏考異に「注左氏傳曰舊章不可忘也、案、此十字不當有。上云、舊章已見東都主人復出、非也。各本皆衍。」と言うが、これは、もともと從省義例によつていなかったのを改めたときに、削除し忘れたものと思われる。

○謝朓「和王著作八公山」の「吁嗟命不淑」注

卷五九下25 b 毛詩曰、子之不淑。

卷三〇18 a 毛詩曰、子之不淑。……不淑、已見嵇康幽憤詩。

この板本の注も、集注本の引證による注と、從省義例によつて改めたものが混在している。なお、卷二三嵇康「幽憤詩」の「咨豫不淑」注に「毛詩曰、子之不淑、云如之何。」とある。

○曹植「求通親親表」の「豈無錐刀之用」注

卷七三下23 b 錐刀之用、已見求自試表。

卷三七14 a 東觀漢記、黃香上疏曰、以錐刀小用、蒙見宿留。

同卷異篇の曹植「求自試表」の「效臣錐刀之用」注に「東觀漢記、

黃香上疏曰、以錐刀小用、蒙見宿留也。」とある。袁本・明州本・朝鮮本は「錐刀之用已見上文」に作り、胡氏考異は、「袁本此十八字作錐刀之用已見上文八字。是也。茶陵本復出、同此、非。」と言うが、從省義例によれば、集注本の記載が正しい。

○曹植「求通親親表」の「冀陛下儻發天聰而垂神聽也」注

卷七三下32 a (注なし)

卷三七16 a 神聽、已見自試表。

袁本・明州本・朝鮮本は「神聽已見上文」に作る。卷三七曹植「求自試表」に「伏惟陛下少垂神聽」とあるが、注はない。こゝは、「神聽」の語が、「求通親親表」に見えることを指摘したものであるから、増補するのならば、「求通親親表曰、冀陛下儻發天聰而垂神聽也。」と

記すべきであつて、從省義例によるのは不適當である。なお、卷五六張華「女史箴」の「神聽無響」には注がない。

○楊雄「趙充國頌」の「料敵制勝」注

卷九三24 a 孫子兵法曰、水因地而制行、兵因敵而制勝。

卷四七6 a 制勝、已見張景陽雜詩。

卷二張協「雜詩」の「制勝在兩楹」注に「孫子兵法曰、水因地而制行、兵因敵而制勝。李奇漢書注曰、制、折也。」とある。ほかに、卷

一〇潘嶽「西征賦」の「故制勝於廟筭」注に「孫子曰、水因地而制行、兵因敵而制勝。又曰、夫未戰而廟勝、得筭之多者也。漢書、楊雄即趙充國圖畫而頌之曰、料敵制勝。」、卷三七曹植「求自試表」の「故兵者不可預言、臨難而制變者也」注に「孫卿曰、水因地而制行、兵因敵而制勝。」、卷三八任昉「爲范尚書讓吏部封侯第一表」の「或制勝帷幄」

注に「漢書、高祖曰、夫運籌於帷帳之中、決勝千里之外、吾不如子房、可封留侯。」、卷五七顏延之「陽給事誄」の「料敵厭難、時惟陽生」注に「楊子雲趙充國頌曰、料敵制勝。唐子曰、將要於折衝狀難決勝而已。」、卷五八王儉「楮淵碑文」の「制勝既遠」注に「孫子兵法曰、水因地而制行、兵因敵而制勝。」とあり、いずれも從省義例にはよつていない。

その上、以下の例のように、六家本の方が尤本・胡刻本に比べて、「已見某篇」よりも、「已見上文」に改變する傾向が強い。

○左思「蜀都賦」の「常曄曄以猗猗」注

卷八10 a 西都賓曰、蘭苣發色、曄曄猗猗。

卷四15 b 曄曄、猗猗、已見西都賦。

明州本・袁本・朝鮮本は、「曄曄、猗猗、已見上文」に作る。この注は、「曄曄」「猗猗」が卷一班固「西都賦」の正文にあることを指摘しているのであつて、既に注を施していることを示す從省義例による

表記に改めるのは不適切である。その上、六家本のように「已見上文」に改變すると、『文選』に精通しない限り、該當箇所を捜すのは容易ではなくなる。なお、「西都賦」の「曄曄猗猗」注には、「漢書曰、華曄曄、固靈根。說文曰、曄、草木白華貌。毛詩曰、瞻彼淇澳、綠竹猗猗。毛萇曰、猗猗、美貌。」とある。

中でも、集注本卷八・九（卷九には従省義例による注は一例もない）と、板本卷四・五との間の従省義例に關係する二十二例の異同を検討して、氣付くのは、次のように、北宋本殘卷と六家本が一致していて、尤本・胡刻本とは傾向が違ふことである。

・（集注本）引文―（尤本・胡刻本）引文―（北宋本・六家本）已見某篇……四例

・（集注本）引文―（尤本・胡刻本）已見某篇―（北宋本・六家本）已見上文……四例

・（集注本）已見某篇―（尤本・胡刻本）引文―（北宋本・六家本）已見上文……一例

従省義例による注に關するかぎり、尤本は北宋本殘卷とは違ふ考え方に基づいておられると思われる。次にこれに關して、北宋本から尤本への傳承を検討してみたい。

二、北宋本から尤本へ

板本李善注には、従省義例による注が全一〇九〇例見える。その内、異同のあるものは一四二例で、その内譯は、

・（尤本・胡刻本）引文―（六家本）已見某篇……四九例

・（尤本・胡刻本）引文―（六家本）已見上文……七七例

・（尤本・胡刻本）已見某篇―（六家本）已見上文……一〇例

・（尤本・胡刻本）引文―（六家本）見下句……一例

・（尤本・胡刻本）已見上文・已見某篇―（六家本）なし……二例
・（尤本・胡刻本）已見某篇―（六家本）引文……三例

となつていて、全體的に六家本が従省義例による注を多用している傾向がうかがえる。また、この異同は數卷にまとまって見られる特徴があり、卷三、四、一〇、一六、一八、一九、三八、三九、四〇、五五で特に顯著である。これは、板本と集注本の異同が卷數ごとに差がある現象と似通っている。以下、北宋本殘卷のある卷三を見てみよう。⁹⁾卷三張衡「東京賦」の従省義例による表記では、全十六例の内、版本間で異同のないのは「已見某篇」「已見上文」各一例のみで、他は次のようになつてゐる。

・（北宋本殘卷）已見某篇―（尤本・胡刻本）引文―（六家本）已見某篇……七例

・（北宋本殘卷）已見上文―（尤本・胡刻本）引文―（六家本）已見上文……六例

・（北宋本殘卷）見下句―（尤本・胡刻本）引文―（六家本）見下句……一例

以下にその例を擧げておく。

○14b1「若已納之於隍」の李善注「說文曰、城池無水曰隍。」

北宋本殘卷・六家本は「隍已見東都賦」に作り、胡氏考異に「袁本此八字（九字の誤り）作隍已見東都賦、是也。茶陵本複出、非。」と言ふ。これは、「東都賦」ではなく、卷一班固「兩都賦序」の「浚城隍」李善注に「說文曰、城池無水曰隍。」とあるのを指すと思われる。「已見某篇」に關しては、まゝ誤記もあるが、従省義例には適つてゐる。なお、「隍」に對する李善注は、卷四「南都賦」の「流滄浪而爲

隍、廓方城而爲墉」注（六家本は「隍已見上文」に作る）と卷六〇謝惠連「祭古冢文」の「輪移北隍」注にも同じ『説文』を引いていて、従省義例にはよっていない。卷六「魏都賦」の「繕其城隍」、卷五七顔延之「陶徵士誄」の「不爲池隍之寶」には何も注がない。

○15 b 10 「穆穆之禮殫」の李善注「禮記曰、天子穆穆。」

北宋本殘卷・六家本は「穆穆已見上」に作り、胡氏考異に「禮記曰天子穆穆、袁本此七字作穆穆已見上、是也。茶陵本復出、非。」と言ふ。これは、卷三「東京賦」の「穆穆焉、皇皇焉」李善注に「禮記曰天子穆穆、諸侯皇皇、大夫濟濟、士將將。鄭玄曰、威儀容止之貌。」とあるのを指すと思われる。この例は同卷同篇に既に注を施してあることを示したもので問題はないが、六家本が「已見上文」に作る場合は、次のように疑問のあるものが散見する。

○23 b 6 「鳩諸靈囿」の李善注「毛詩曰、王在靈囿。」

北宋本殘卷・六家本は「靈囿已見上文」に作り、胡氏考異に「毛詩曰王在靈囿、袁本此七字作靈囿已見上文、是也。茶陵本復出、非。」と言ふ。卷一「班固」東都賦」の「誼合乎靈囿」注に「毛詩曰、王在靈囿、麀鹿攸伏。」、卷三「張衡」西京賦」の「在彼靈囿之中」注に「靈囿、已見東都賦。」とある。北宋本殘卷・六家本は、同卷同篇以外でも頻出する語には「已見上文」と記し引文を省略するという義例(3)を使用した系統の本であり、集注本系統の義例(3)を適用しないものとは異なる。ところが、卷二〇「潘嶽」金谷集作詩」の「靈囿繁若榴」注では「毛詩曰、王在靈囿。」と引證して、従省義例にはよっていないという不徹底さがある。その不徹底さは、次の例でも顯著である。

○31 a 2 「而輕天位」の李善注「尚書曰、天位艱哉。」

北宋本殘卷・六家本は「天位已見上文」に作り、胡氏考異に「尚書曰天位艱哉、袁本此七字作天位已見上文、是也。茶陵本復出、非。」と言ふ。これは、同卷同篇「東京賦」上文の「儉安天位」注に「天位、帝位也。善曰、尚書曰、天位艱哉。」とあるのを指す。この注そのものには問題はないが、卷一〇「潘嶽」西征賦」の「據天位其若茲」注、卷四九「千寶」晉紀總論」の「而懷帝以豫章王登天位」注、卷五二「曹元首」六代論」の「乃定天位」注、卷五八「王儉」褚淵碑文」の「嗣王荒怠於天位」注は、全て同じ『尚書』を引證とし、従省義例にはよっていない。なお、卷五二「班叔皮」王命論」の「而欲聞于天位者也」、卷五二「曹元首」六代論」の「高拱而竊天位」には、注がない。これは、義例(3)の適用範圍が曖昧であることを物語っており、混亂をきたすものになっている。

たとえば、袁本が「已見上文」に作るのを是とする胡氏考異も、卷三八「張俊」爲吳合謝詢求爲諸孫置守家人表」の「懷金侯服、佩青千里」の李善注「懷金、已見上謝平原內史表。佩青、已見上求通親親表。」について、「袁本作懷金佩青已見上文八字。案、袁本非也。善第一卷注自言同卷再見者、竝云已見上文。又云、其異篇再見者、竝云已見某篇。然則凡不合此例、皆失善舊。」（袁本「懷金、佩青は已に上文に見ゆ」の八字に作る。案ずるに、袁本非なり。善第一卷の注に自ら言ふ「同卷に再見する者は、竝びに「已に上文に見ゆ」と云ふ」と。又云ふ、「其の異篇に再見する者は、竝びに「已に某篇に見ゆ」と云ふ」と。然らば則ち凡そ此の例に合はざるは、皆善の舊を失ふ。）と言ふ。先の23 b 6 「靈囿」の例では、異卷でも「已見上文」と記す義例(3)を是認していたのに、ここでは、それを非としている。

その他、卷四一〇に見られる異同は、

卷四「南都賦」

- ・(北宋本殘卷) 已見某篇―(尤本・胡刻本) 引文―(六家本) 已見某篇……一例
- ・(北宋本殘卷) 已見上文―(尤本・胡刻本) 引文―(六家本) 已見上文……七例
- ・(北宋本殘卷) 已見上文―(尤本・胡刻本) 已見某篇―(六家本) 已見上文……一例

卷四「蜀都賦」

- ・(北宋本殘卷) 已見某篇―(尤本・胡刻本) 引文―(六家本) 已見某篇……二例
- ・(北宋本殘卷) 已見上文―(尤本・胡刻本) 引文―(六家本) 已見上文……一例
- ・(北宋本殘卷) 已見上文―(尤本・胡刻本) 已見某篇―(六家本) 已見上文……四例

卷五「吳都賦」(集注本卷九「吳都賦」には従省義例による注は一例もない。)

- ・(北宋本殘卷) 已見某篇―(尤本・胡刻本) 引文―(六家本) 已見某篇……二例
- 卷六「魏都賦」
- ・(北宋本殘卷) なし―(尤本・胡刻本) 已見上文―(六家本) なし……一例

卷一〇「西征賦」

- ・(北宋本殘卷) 已見某篇―(尤本・胡刻本) 引文―(六家本) 已見某篇……二例
- ・(北宋本殘卷) 已見上文―(尤本・胡刻本) 引文―(六家本) 已見

『文選』李善注の傳承

上文……二例

となっていて、北宋殘卷本と六家本が同系統であり、尤本はそれと異なり六臣注本と同じ引文を使用している例が散見することがわかる。

では、北宋殘卷本と尤本が全く別系統であったのか、或いは六臣注本から李善注を抽出したものであったのかというと、必ずしもそうとは言えない。それは、卷四「蜀都賦」に、

○「木落南翔」李善注の「淮南子曰、木葉落而長年悲。」

集注本の李善注では「呂氏春秋曰、秋氣至、則草木落。」に作り、『淮南子』を引くのは「鈔」であるが、北宋殘卷本・六家本と同様に、尤本でも李善注となっている。

○「龍池縉瀑瀆其隈」李善注の「瀑、水沸之聲也。」

集注本では五臣の李周翰注であったものが、北宋殘卷本・六家本と同様に、尤本でも李善注となっている。

という、尤本が北宋殘卷本で李善注に組み込まれていたものをそのまま繼承している例が見られるからである。しかし、上述のように、尤本は北宋殘卷本をそのまま繼承したものではない。

北宋殘卷本刊行の経緯と、北宋殘卷本から尤本に至る間の『文選』李善注板本についてまとめると、次のようになる。

○景德四年(一〇〇七)、『李善文選』を刻するが、ほどなく宮城の火災で焼失する。

○大中祥符八年(一〇一五)、母守素(最初に『文選』を刻した昭裔の子)の子克勤が五臣注本『文選』の板を奉る。

○天禧五年(一〇二二)、劉崇超が李善注本を刻すべき事を進言する。

○天聖七年(一〇二九)十一月に、李善注本の雕造が完成、天聖九

年(一〇三二)に進呈される。

○元祐九年(一〇九四)、秀州(浙江省嘉興市)州學で、六家注『文選』(「天聖四年(一〇二六)平昌孟氏校刊本五臣注『文選』」)と「天聖九年刊李善注『文選』」を合編)を刊行する。朝鮮本(一四二八年刊)の原本となる。

○崇寧・政和年間(一一〇六—一一二一)、廣都(四川省成都市)裴氏が六家注『文選』を刊行する。袁本(明・嘉靖二八年(一五四九)刊)の原本となる。

○紹興二八年(一一五八)以前、明州(浙江省寧波市)で六家注『文選』を刊行する。

○紹興年間(一一三一—一一六二)、贛州(江西省贛州市)州學で、六臣注『文選』(李善注を前に五臣注を後にして合編)を刊行する。四部叢刊初編本・茶陵本の原本となる。

○淳熙八年(一一八一)、尤袤が貴池(安徽省池州市)で李善注『文選』を刊行する。

これによれば、尤本は六家本・六臣注本のいずれをも参照することができる状況にあったことが分かる。また、朝鮮本に収める秀州本の後序に、

秀州州學、今將監本文選、逐段詮次、編入李善并五臣注。其引用經史及五家之書、并檢元本出處、對勘寫入。凡改正舛錯脫刺、約二萬餘處。」(秀州の州學は、今 監本文選を將ひて、逐段詮次、李善を編入し五臣注と并はす。其の引用する經史及び五家の書は、並びに元本の出處を檢して、對勘寫入す。凡そ舛錯脫刺を改正すること、約二萬餘處なり。)

と記すように、李善注と五臣注を合編する際に、二萬餘箇所の改訂を

加えたというが、従省義例による注については、先に挙げた北宋殘卷本と朝鮮本・明州本・袁本との一致例から見ても、手を加えていないと思われる。とすれば、尤本は、北宋本(或いは六家本の李善注)をもとに、六臣注本を参照しながら、「已見上文」「已見某篇」を適宜引文に戻したり、「已見上文」を「已見某篇」に改めたと考えるのが妥當であろう。従省義例による注を、北宋監本とは別の考え方に基つき再編したのである。

六臣注本は、利便性を追求するあまり、従省義例による注を全て引文重出に改めてしまい、その結果、改變段階で當然起こり得る誤りも混在することになり、李善注の舊を留めなくなった。それに對して、尤本は、尤袤自身が跋文に、

獨李善淹貫該洽、號爲精詳。雖四明贛上、各嘗刊勒、往往裁節語句、可恨。(獨り李善のみ淹貫該洽、號して精詳と爲す。四明贛上、各おの嘗て刊勒すと雖も、往往 語句を裁節するは、恨む可し。)

と記すように、李善注の精詳さを大いに評價し、四明(明州本)・贛上(贛州本)の至らなさを批判している。尤袤は、より李善注の舊を復元しようという基本的姿勢のもとに、北宋監本・六家本の従省義例による注の分かりにくい箇所を改變したと思われる。ただ、それは全卷一貫するところまでには至らず、卷ごとの斑が生じる結果になったのであろう。

おわりに

以上、従省義例による注をもとに、唐鈔本から板本に至る『文選』李善注の傳承過程を考察した。その結果、唐鈔本の段階では、唐寫本

乙卷、永隆本のような未整理の段階から、徐々に體裁を整えて、集注本所收の李善注の形に至ったことを明らかにし、板本の過程では、北宋監本が六家本にそのまま繼承されるが、尤本はそれらをもとに、李善注の舊を復元させようという考えのもとに、北宋監本では分かりにくかった箇所を改變しようとしたのではなからうかと推測した。尤本の北宋監本とは異なる姿勢は、尤本をもとに刻された胡刻本を李善注の舊を最も多く留めた善本であるという斯波六郎氏の説にも通じる。

斯波氏は、尤本に基づく胡刻本を論じて、尤本が六臣注本から抽出再編されたという説の直後に、「胡氏の據れる尤本の短所は此の通りである。併し胡刻本及び袁本・四部叢刊本等の現存板本を以て、唐鈔李善單注本（敦煌出土本が2種有る）・舊鈔文選集注本（李善本の眞面目を保つ所が多い）・北宋板李善單注本の殘卷と對校するに、今の板本中、最も多く上の古本と合するのは胡刻本である。これから推せば、尤本は現存の六臣合注諸本に比べて、優る所の有る本であったことが知られる。是を以て、尤本を景模重鑄せる胡刻本は、李善本の舊を存する度に於ては、今の板本中の白眉なりと謂ふことが出来る。」

（7頁）、「是を以て、尤氏本を重彫せる胡刻本は、現存板本中、最も李善の舊を存するものだと謂ふことが出来る。」（24頁）と記されている。斯波氏が三十餘種の版本を精査した上での、結論の最重要部分は、胡刻本『文選』が、李善注の舊を最も多く留めた善本であるというところにある。なお、尤本の祖本の問題については、明州本との關係を再考察が必要であるという課題も浮かんできた。

小論は、尤本が六臣注本から抽出されたのではなく、北宋本をもとに刊行されたものであるという議論の中で、版本研究にとって肝心なものが忘れられているのではないかという懸念から始まった。版本の

系統を明らかにすることも重要であるが、その目的は、原文解釋に於いてより適切なものを求めることにあるのは當然である。斯波氏の版本研究で、胡刻本を最も李善注の舊を存しているのに近いと斷じ、胡刻本が『文選』讀解の基本テキストとなったのは、まさしくそれを物語っている。

注

- (1) 斯波六郎「李善文選注引文義例考」、『日本中國學會報』第二集、一九五一年に「丙 引文の記載法 (二) 既に前文に於て、他の文を引いて注した語句が、復た後文に出た時は、必ずしも重ねて文を引かず、唯「某已見上文」又は「某已見某篇」と記すに止める。」と記されている。
- (2) 岡村繁著『文選の研究』(岩波書店、一九九九年)、傳剛氏は、『文選版本研究』(北京大學出版社、二〇〇〇年) 参照。なお、傳剛氏は、唐鈔本から單純には北宋監本へは繼承されていないことと、尤本が北宋監本とは別系統の北宋李善單注本を底本としていたことを指摘している。
- (3) 『中國學研究論集』創刊號、一九九八年。卷・葉數は胡刻本による。なお、單に板本という場合は、尤本・胡刻本・袁本・朝鮮本・明州本を指す(區別するときは、袁本・朝鮮本・明州本を六家本と稱す)。茶陵本・四部叢刊初編本(以下、六臣注本)は「已見」について引文を重出する體例を取るため、本稿での異同の指摘には含めない。
- (4) 「唐鈔李善單注本『文選』殘卷考」(『中國學研究論集』第七號、二〇〇一年)、「文選」李善注の増補改變―從省義例「已見」について―(『立命館文學』第五九八號、二〇〇七年)、「資料集『文選』李善注の從省義例「已見」」(廣島大學中國古典文學プロジェクト研究センター『中國古典文學研究』第四號、二〇〇六年)。
- (5) 饒宗頤「敦煌本文選輯證」(『新亞學報』3-1、2 一九五七年)。

木鐸出版社『昭明文選論文集』収録。以下、「饒氏對證。」では、「此云已見、蓋從省之例。刻本乃重出《楚辭》九字、殆六臣本概行增補、而尤氏從六臣本剔出時失檢耶。」と指摘するが、これは後述する北宋李善單注殘卷本から板本間に異同がなく、引文を重出する六臣注本の影響とは言い切れない。

(6) 岡村繁著『文選の研究』(前掲注2) 参照。

(7) 拙著『文選李善注の研究』(研文出版、一九九九年)。

(8) 「醇酎」の語が「魏都賦」にあることを指摘した引證なので、從省義例による表記とするのは不適切である。後に挙げた「蜀都賦」の「都人士女」注(4・22b)、「發權謳」注(25b)と同様に、もともと、「魏都賦曰、醇酎中山、流湏千日。」となっていたのが板本で改變された可能性が高い。

(9) 卷一、二の板本間には、從省義例による體例に異同は見られない。

(10) 次の二例は、明州本のみ尤本・胡刻本と同じである。

○卷三21a「合射辟雍」の李善注「東觀漢記、永平三年三月、上初臨辟雍、行大射禮。」を、北宋本殘卷と朝鮮本・袁本は、「合射辟雍已見東都賦」に作る。

○卷三23a「聲教布濩」の李善注「尚書曰、聲教訖于四海。」(四部本と同じで、引用の句讀が誤っている。六臣本が重出したときの誤りを踏襲したと考えられる)を北宋本殘卷と朝鮮本・袁本は、「聲教已見東都賦」に作る。卷一「東都賦」の「考聲教之所被」注に「尚書曰、東漸于海、西被于流沙、朔南暨聲教。」とある。「聲教」は、他に卷二〇應貞「晉武帝華林園集詩」・卷三二江淹「雜體詩」・卷三四曹植「七啓」・卷三七劉琨「勸進表」にもあり、全て『尚書』馮貢を引證としていて、從省義例による表記にはなっていない。

(11) 次の一例は、尤本と明州本のみ引文になっている。

○卷三21a「宮懸金鏞」の李善注「鏞、已見上文。」を、尤本・明州本

は「毛詩曰、鏞鼓有敦。毛萇詩傳、大曰鏞。」(商頌那「鏞」作「庸」)に作る。同篇の「東京賦」の上文「鏞鼓設」李善注に既に「毛詩」と毛傳を引證としているので、從省義例に合っている。

(12) 從省義例にはないが、「見下句」の例は集注本(卷六一次1b)〈作「見下注」〉、卷九三47b)〈作「下文」〉、卷九八31a)にも見られる。

(13) 岡村繁「宋代刊本『李善注文選』に見られる『五臣注』からの剽竊利用」(『村山善廣教授古稀記念中國古典學論集』汲古書院、二〇〇〇年)にも同様の指摘がある。

(14) 詳細については、拙稿「書評 岡村繁著『文選の研究』」(『中國文學報』第六〇冊、二〇〇〇年)及び岡村論文(前掲注13)・傳剛著書(前掲注2)参照。

(15) 尤袤の跋文に明州本と贛州本を挙げていることから、この二本を見た可能性が高い。前掲注10、11で尤本と明州本のみが一致している例も證左となろう。

(16) 傳剛氏の指摘(前掲注2)するように、監本とは別の北宋本の李善單注本が存在していて、それが尤本の底本になったのかもしれない。

(17) 李善注の從省義例による注を引文重出にすることは、袁宏「三國名臣序贊」の「堂堂孔明」の李善注が「堂堂、已見陸士衡漢高祖功臣頌。」とするのに對して、李善注をもとに、より分かりやすい注を別途としている「鈔」が、「論語云、堂堂乎張也。」と重出している(集注本卷九四下8a)のと共通する姿勢である。なお、板本(卷四七31b)は「堂堂已見上文」に作る。

(18) 『文選諸本の研究』(斯波博士退官記念事業會、一九五七年)。